

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	担当課（室）
【告 示】 ○ 令和二年度自衛官第四次募集（自衛官候補生） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 【公 告】 ○ 岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策の公表 ○ 一般競争入札の実施 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 〃 ○ 〃 ○ 飼料試験結果の公表 ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 ○ 道路の位置の指定 ○ 二級建築士の免許の取消し	危機管理課 健康推進課 〃 〃 〃 人事課 財産活用課 県民生活交通課 〃 〃 畜産課 都市計画課 建築指導課 〃	目次 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定	担当課（室） 〃 〃 〃 〃 教育委員会

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

◎岡山県告示第四百一号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。なお、現に高等学校に在学している者は、対象としない。

三 受付期間

令和二年七月十日から同年八月二十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和二年八月二十九日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和二年九月下旬、同年十一月下旬又は令和三年三月下旬から同年四月上旬までの

間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一七三二一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一七八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第四百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年七月十日

指定した医療機関

名称

庄薬局

所在地

倉敷市上東六六〇―五

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

令和二年七月一日

◎岡山県告示第四百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関		
名 称	所 在 地	更新年月日
ワコー薬局	倉敷市水島東常盤町二一六	令和二年七月一日
株式会社服部薬局志戸部店	津山市志戸部六五一六	令和二年七月一日
エスマイル薬局田町店	津山市田町八六一四	令和二年七月一日

◎岡山県告示第四百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

庄薬局

倉敷市上東六〇―五

令和二年六月三十日

〔三〇九〕岡山県職員倫理条例（平成十二年岡山県条例第六号）第四条の規定により、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表する。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 倫理の保持に関する状況

1 夜間において利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることについての届出の件数 五九件

2 利害関係者と共に、自己の費用を負担しないで飲食をし、又は自己の費用を負担するかどうかにかかわらず、遊技、ゴルフ若しくは旅行をすることについての許可の件数 一件

3 一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数 〇件

4 岡山県職員倫理条例及び岡山県職員倫理規則（平成十二年岡山県規則第百十三号）の規定に違反したことによる懲戒処分 の件数 〇件

二 倫理の保持に関して講じた主な施策

1 各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。

2 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。

3 不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀肅正を図ったこと。

〔三一〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県庁分庁舎、丸の内会館及び小橋町庁舎で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県庁分庁舎	岡山市中区古京町一丁目 7番36号	936,000kwh
丸の内会館	岡山市北区内山下二丁目 5番7号	318,000kwh
小橋町庁舎	岡山市中区小橋町一丁目 1番25号	344,500kwh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の3施設を一括で入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの参考総価金額の3施設分の3年分の合計金額で入札に付することとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とするこ
と。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成29年4月から令和2年3月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数），未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に關し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和2年8月3日午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁本庁舎2階）

電話（086）226－7538（直通）

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕班（岡山県庁本庁舎4階）

電話（086）226－7238（直通）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年7月10日（金）から同年8月3日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所において交付する。また、岡山県総務部財産活用課のホームページからもダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年8月21日（金） 午後2時（郵送等による入札書の受領期限は、同月20日午後5時）

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階用度課入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和

2年8月3日（月）午後5時まで、4（1）の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Government Office Annex, Marunouchi

Hall, and Kobashi-cho Office

1,598,500kWh (3 years)

(2) Delivery period :

From 1 October, 2020 through 30 September, 2023

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Government Office Annex

1－7－36 Furugyo－cho, Naka－ku, Okayama－shi

Marunouchi Hall

2－5－7 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi

Kobashi－cho Office

1－1－25 Kobashi－cho, Naka－ku, Okayama－shi

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 21 August, 2020 (by mail 5:00 P.M. 20 August, 2020)

(5) Contact point for the notice :

Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama

Prefectural Government

2－4－6 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570

Japan

TEL 086－226－7238 (direct dialing)

〔三一〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピーハウス浅口

三 代表者の氏名

阿藤 宅雄

四 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町地頭上五六二

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者（児）と知的障がい者（児）（以下「障がい者」という。）に対し就労の場を提供し、障がいのある人達と家族が住みなれた地域の中でいきいきと安心して自立・共生することを目指す事業等を行い、地域に障がい者支援活動の理解を求め、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔三二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笠岡を元気にする会

三 代表者の氏名

柚木 義和

四 主たる事務所の所在地

笠岡市四番町三番地二〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民、団体の活動支援に関する事業を行い、笠岡市の活力、元気を一層力強く前進させるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業の種類及びその他事業に関する事項

〔三二三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山マインド「こころ」

三 代表者の氏名

多田 伸志

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町箭田一六七九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は心の「病」をかかえた当事者・家族、その他さまざまな「障がい」状態にある方々に対して、地域で暮らすための多様な生活支援・相談・交流・研修・啓発活動等の事業を行い、また、心の「病」をかかえた当事者による自助・就労活動等を通じて、多くの市民の方々と共に、互いに学びあい、互いに支えあって生きる平らで豊かな地域をつくることを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三二四〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和二年五月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
中国物産株式会社笠岡工場 岡山県倉敷市笠岡2369番地の29	同 左	和牛繁殖マッシュ	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	乳牛用飼育配合飼料 BCミックス	令和2年5月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
日清オイリオグループ株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地	同 左	脱脂大豆	令和2年4月	粗たん白質, 粗繊維	無
中部飼料株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番地3	同 左	マル中印幼令牛育成用・肉用牛肥育 用配合飼料 αプラス育成	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
J A西日本くみあい飼料株式会社倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8265番地	同 左	くみあい配合飼料 育成用もりもりプラス	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
株式会社Jーオイルミルズ倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8266番地	同 左	Jーオイルミルズ大豆ミール	令和2年5月	粗たん白質, 粗繊維	無
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印若令牛育成用配合飼料 ニューグローア	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
加藤製油株式会社岡山工場 岡山県玉野市築港五丁目8番1号	同 左	脱脂大豆	令和2年5月	粗たん白質, 粗繊維	無
フタバ飼料株式会社 岡山県岡山市東区瀬戸町万富1057番地1	同 左	子牛前期	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三一五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により矢掛町から矢掛都市計画伝統的建造物群保存地区についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

矢掛都市計画伝統的建造物群保存地区

二 都市計画の決定年月日

令和二年六月二十九日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、矢掛町建設課において縦覧に供する。

〔三一六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇一一号 令和二年七月一日	井原市西江原町字立戸二九五八番 四、二九五八番四地先水路、二九五 八番四地先道	五・〇〇	二八・二〇	

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三一七〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和二年七月六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

竹内 勉 二級建築士 第三一八四号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字荒神一八〇―三、一八三―一、一八三―三、一八三―六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市門田一八四―一

株式会社リリィ・ベル

代表取締役 菅野 知昭

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇八号

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字藤ノ木三四三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市新本一〇二三―三

坂本 竜彦

坂本 幸子

倉敷市真備町辻田一〇一三一―二三

三 三 三 恵子

三 許可番号

岡山県指令建指第一四号

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字八幡前一一五二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一丁目三―三―サン・トータス二E号室

西井 三晃

西井 美幸

三 許可番号

岡山県指令建指第三三三号

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字荒神一八〇―三、一八三一―一、一八三一―三、一八三一―六

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市門田一八四―一

株式会社リリイ・ベル

代表取締役 菅野 知昭

五 許可番号

岡山県指令建指第三〇八号

令和2年7月10日 岡山県公報 第12209号

〔三二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム

一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総合教育センター

加賀郡吉備中央町吉川七五四五―一

三 落札者を決定した日

令和二年六月二日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社販売事業本部岡山支社岡山第二営業部

岡山市北区下中野二三六―六

五 落札金額

三七、九三八、一四六円（うち消費税額及び地方消費税の額三、四四八、九二二円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年四月二十一日